

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

【重要】

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在、複数の国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。

また、令和 2 年 3 月 6 日の閣議において、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）」が閣議了解されました。内容は以下を御参照ください。

これらを踏まえ、海外への修学旅行及び研修旅行に関して以下のとおりお知らせしますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

海外への修学旅行及び研修旅行について

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在、複数の国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています（別添 1）。

また、本日の閣議において、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）」が閣議了解

され、検疫所長は、当分の間、中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとなりました（別添2）。本件措置は9日午前0時から運用が開始されることとされています（別添3）。

これらを踏まえ、

- (1) 管下の学校が海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合には、上記の状況及び今後の情報に御注意いただくとともに、十分に御検討をいただくようお願いします。
- (2) また、中国または韓国を修学旅行や研修旅行で訪れている学校がある場合又は3月中に訪れる予定のある学校がある場合には、下記文部科学省担当者まですみやかに御連絡ください。

上記につきまして、市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対し、周知願います。

【参考】

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）

第十四条 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること（外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。）。

三～七 （略）

【添付資料】

（別添1）

「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限（令和2年3月5日時点）」

(別添2)

「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）」（令和2年3月6日閣議了解）

(別添3)

「第17回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月5日） 安倍総理大臣発言」（首相官邸ホームページより）

【参考情報】

外務省ホームページ

「海外安全ホームページ」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

「新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）」（令和2年3月5日）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/05corona.html

【本件担当】

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

<小・中・高等学校等について>

総合教育政策局教育改革・国際課 国際理解教育係

TEL：【職 場】03-5253-4111（内線3487,2637）

【緊急連絡先】070-4096-3155（飯名）

ykskqndmimj0bb7k997m@docomo.ne.jp

<専修学校・各種学校について>

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：【職 場】03-5253-4111（内線2915,2939）

【緊急連絡先】070-4408-6855（水島）

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

※ 【緊急連絡先】は、土日祝日または夜間に、緊急に連絡を要することが発生した場合に御連絡いただく連絡先です。

(外務省ホームページより)

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限 (令和2年3月5日時点)

3月5日時点で外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限については以下のとおりです。

注1：入国制限と入国後の行動制限の双方の措置をとっている国・地域があります。

注2：入国後の行動制限措置については、一部国籍を問わず全渡航者を対象に制限を課している国・地域があります。)

本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

1. 感染者確認国・地域（日本を含む）からの入国・入域制限が行われている国・地域（22か国／地域）

イスラエル、イラク、インド、ガーナ、キリバス、キルギス、クック諸島、コモロ、サウジアラビア、サモア、ジブラルタル、ソロモン諸島、ツバル、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、ネパール、バーレーン、バヌアツ、仏領ポリネシア、マーシャル、ミクロネシア、モンゴル

2. 入国後に行動制限措置がとられている国・地域（53か国／地域）

アゼルバイジャン、アルメニア、イスラエル、インド・ケララ州、ウガンダ、ウズベキスタン、エクアドル、カザフスタン、カナダ、カメルーン、キプロス、キューバ、クウェート、クロアチア、ケニア、コロンビア、ザンビア、シエラレオネ、ジブラルタル、ジョージア、スーダン、セネガル、セントビンセント、セントルシア、タイ、台湾、タジキスタン、中国、チュニジア、チリ、トルクメニスタン、トルコ、ナイジェリア、ネパール、バーレーン、パラグアイ、パレスチナ、ブータン、仏領ポリネシア、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、香港、マルタ、南アフリカ、ミャンマー、モナコ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リベリア、ロシア

※入国制限措置及び行動制限の詳細及び最新の情報については、外務省ホームページにてご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

- 中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、検疫の強化について、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 検疫所長は、当分の間、中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第 34 条の規定に基づく政令において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する隔離又は同項第 2 号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとする。

以 上

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月5日）
安倍総理大臣発言（首相官邸ホームページより）

会議では、新型コロナウイルス感染症への対応について議論が行われました。
総理は、本日の議論を踏まえ、次のように述べました。

「諸外国での感染が拡大する中で、今が正念場であり、国内対策はもとより機動的な水際対策についても、引き続き躊躇（ちゅうちょ）なく断行していくことが不可欠です。今般、積極果断な措置を講じることといたしました。

まず、感染が拡大している韓国の慶尚北道の一部地域及びイランのコム州等における滞在歴がある外国人については、入管法に基づき、新たに入国拒否の対象といたします。他方、一部地域の入国拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入は続いています。感染拡大を防止し、国民の皆様の不安感を解消するためには、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請します。これら待機等の要請を徹底していくため、マンパワーの確保をしっかりと行ってください。

また、中国及び韓国からの入国者総数を抑制するため、両国に関して、航空機の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定するほか、船舶での旅客運送の停止、さらに、発行済みの一次及び数次査証の効力を停止いたします。

今後手続きを進め、入国拒否地域の追加については、3月7日午前0時から効力を発生させるものとします。中国及び韓国に対する措置については、周知期間をおき、週明け9日午前0時から運用を開始し、まずは3月末日までの間実施することといたします。